

## 家族法制部会第32回会議・議事速報

2023年10月31日、法制審議会・家族法制部会の第32回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、第30回会議及び第31回会議における議論を踏まえて部会資料30-1及び2を修正した「要綱案の取りまとめに向けたたたき台(2)」(部会資料32-1。以下「たたき台(2)」という。)及びその補足説明(部会資料32-2)が示された上で、次のような各論点についての議論がされた。

親権及び監護等に関する規律に関しては、多くの委員・幹事から、たたき台(2)の第2で示された規律の実質的な内容に賛成する意見が示された。その上で、一部の論点については、一部の委員・幹事から修正意見が示された一方で、他の委員・幹事からはそのような修正に消極的な意見も示されたことから、引き続き議論することとなった。主な修正意見の概要は次のとおりである。

- ① たたき台(2)において、父母双方が親権者となる場合には親権は父母が共同して行うものとするとして、**「子の利益のため急迫の事情があるとき」**は例外的に父母の一方が親権を単独で行使できるとしていることについて、一部の委員からは、その例外要件を修正して親権の単独行使が可能な場面を拡張することを求める意見が示された。
- ② たたき台(2)において、親権者を父母双方とするか一方とするかを裁判所が判断する際の考慮要素に関して、**「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは」**裁判所が父母の一方を親権者と定めなければならないとしていることについて、一部の委員からは、この判断枠組みを修正し、父母双方が親権者となるための要件を追加することを求める意見が示された。
- ③ たたき台(2)において、離婚後の父母双方を親権者と定めるに当たって、その一方を監護者と定めることを必須とする旨の規律は設けないものとしていることについては、一部の委員から、これに反対し、監護者指定を必須とすることを求める意見が示された。
- ④ このほか、たたき台(2)では具体的な提案がされていないが、一部の委員からは、父母以外の第三者が裁判所に対して自らを監護者として指定するよう申し立てることができるようにすべきであるとの意見が示された。

続いて、養育費等に関する規律についても議論がされたが、時間の関係で、次回会議においても引き続き議論されることとなった。

次回の会議では、養育費等に関する規律のほか、たたき台(2) (部会資料32-1) において示されている他の項目(親子交流、養子縁組、財産分与等)も含め、引き続き議論を継続する予定である。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録(日本語)を公開する予定である。